

京都市告示第 40 号

地方税法第 411 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産（土地及び家屋）の価格等の全てを登録しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 25 年 4 月 1 日

京都市下京区長 山本 耕治

（下京区役所区民部固定資産税課）